

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目 次

告示	ページ
結核予防法による医療機関の指定(五六二・秋田中央保健所).....	1
農地保有合理化事業規程の変更の承認(五六三・農林政策課).....	1
都市計画の作成に係る公聴会の開催(五六四・都市計画課).....	1
道路区域の変更(五六五・五六六・道路課).....	1
道路区域の変更及び供用開始(五六七・道路課).....	2
証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(五六八・会計管財課).....	2
証紙売りさばき場所の変更の承認(五六九・会計管財課).....	3
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)二件.....	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室).....	3
県営土地改良事業の換地計画の決定(平鹿地域振興局農林部).....	3
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(六八).....	3
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(六九).....	4
政治団体の解散の届出(七〇).....	5
政治団体の収支に関する報告書(七一).....	6

道路の種類	旧新別	路線名
道路の区域		

秋田県告示第五百六十二号  
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年七月十一日  
 秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指定年月日
調剤薬局ふらつと	男鹿市船越字内子一番二百五十号	平成十八年六月三十日

秋田県告示第五百六十三号  
 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。

平成十八年七月十一日  
 秋田県知事 寺田典城

一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者  
 秋田おばこ農業協同組合

二 農地保有合理化事業の種類  
 農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事業

三 変更内容  
 市町村合併に伴う事業実施区域の名称変更

四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日  
 平成十八年六月二十七日

秋田県告示第五百六十四号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則(昭和四十五年秋田県規則第一号)第三条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年七月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 公聴会の日時  
 平成十八年七月二十八日(金)午後二時

二 公聴会の場所  
 秋田市山王一丁目一番一号 秋田市役所正庁

三 定めようとする都市計画の構想  
 秋田都市計画道路(3・2・3号浜田八橋線)の変更に関する都市計画の決定素案

当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、秋田地域振興局建設部用地課、秋田市都市整備部都市計画課及び秋田市下浜地域センターに備え置いて、平成十八年七月十一日(火)から同月二十八日(金)までの間、縦覧に供する。

四 公述申出書の提出期限等

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、秋田県の休日を含め、平成十八年七月十四日(金)から同月二十一日(金)までの午前八時三十分から午後五時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、五に掲げる場所に提出すること。

(二) 一において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)の数を制限することができる。

(三) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することができる。

(四) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。

(五) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。

問い合わせ先  
 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課 電話〇一八(八六〇)二四四五

秋田県告示第五百六十五号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年七月十一日  
 秋田県知事 寺田典城



社団法人秋田県危険物安全協会連合会  
 社団法人秋田県危険物安全協会連合会

秋田県告示第五百六十九号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第四項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。  
 平成十八年七月十一日

秋田県知事 寺田典城

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	変更後	変更前
秋田市中通六丁目七番九号 社団法人秋田県危険物安全協会連合会	秋田市中通六丁目七番九号 社団法人秋田県危険物安全協会連合会	秋田市中通四丁目三番二十三号 社団法人秋田県危険物安全協会連合会

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。  
 平成十八年七月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあつた年月日  
平成十八年六月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人かつの活動センター出発の家
- 三 代表者の氏名  
長橋 和子
- 四 主たる事務所の所在地  
政治

政治団体の名称

代表者氏名

秋田県鹿角市花輪字柳田四十一番地一  
 五 定款に記載された目的  
 この法人は鹿角市を中心に北鹿地区の在宅の障害者を対象に刺し子の製作と布団乾燥作業を主体とし、技術習得訓練、作業訓練の事業活動及び、保健・医療・福祉の増進のための共同作業と共に各種施設見学、交流会、研修会、レクレーション等の屋外活動を実施し、地域社会に適應できるよう心身両面から支援、育成し、勤労意欲、自主性の向上等、自立支援のために寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。  
 平成十八年七月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあつた年月日  
平成十八年六月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あきた子どもネット
- 三 代表者の氏名  
後藤 節子
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田市寺内大小路二番二十八号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を育む全ての人が必要とする情報やサポート事業やサービスの提供、より幅広い活動をすべく子育て支援のネットワーク推進に関わる事業を行うことで、子育てに携わる人々とその子どもたちが安心して心豊かに育まれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

平成十八年七月十一日

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあつた年月日  
平成十八年六月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人白神ねっと
- 三 代表者の氏名  
菊地 慶隆
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田県能代市元町十一番七号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、特定非営利活動促進法に規定する諸活動に対して、インターネット利用に関する運営、支援、研究事業を通じて行い、活動の情報化、活性化により人々の福祉に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容  
役員定数の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十八年七月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称  
倉地区換地計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成十八年七月十一日から同年八月八日まで
- 三 縦覧場所  
横手市役所平鹿地域局及び横手市役所十文字地域局

選挙管理委員会告示二

秋選管告示第六十八号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定により、平成十八年六月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十八年七月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

届出年月日

二 その他の政治団体

自由民主党秋田県能代市山本郡第二支部	武田 英文	安 保 和 長	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口三十八番地	平成十八年六月十二日
自由民主党秋田県北秋田市・郡第二支部	北 林 丈 正	伊 藤 幸 信	北秋田市米内沢字薬師下四十番地一	平成十八年六月二十七日
自由民主党秋田県大仙市第三支部	高 貝 久 遠	藤 沢 幸 遠	大仙市太田町太田字築地古館七十二番地	"

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
秋田芳樹会	土門 五郎	伊 藤 博	秋田市旭南二丁目六番十一号	平成十八年六月二十一日
花田タマ子後援会	羽 賀 幸 雄	渡 辺 葉 子	大館市比内町扇田字新大堤下百十六番地	平成十八年六月二十九日

秋選管告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十八年六月一日から同月三十日までの間に次の政

治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十八年七月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容	届出年月日
自由民主党秋田県石油政治連盟支部	会 計 責 任 者	新	平成十八年六月一日
自由民主党大森支部	代 表 者	備 前 雄 一	平成十八年六月十三日
自由民主党能代支部	会 計 責 任 者	佐 藤 善 勝	平成十八年六月二十三日
		塚 本 民 雄	
		成 田 浩	
		喜 田 良 明	
		旧 容	

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容	届出年月日
秋田県石油政治連盟	代 表 者	新	平成十八年六月一日
		旧 容	
		齊 藤 彰	
		喜 田 良 明	
		寺 田 俊 夫	
秋田県医師連盟	代 表 者	小 山 田 雍	平成十八年六月五日



樋渡俊夫後援会(清和会)	戸部俊二	平成十七年十二月三十一日	平成十八年六月二十六日
大倉富士男後援会	大倉昭堂	平成十八年四月二十四日	平成十八年六月二十七日
巴徳雄後援会	三浦俊雄	平成十八年五月三十一日	"
松沢正司後援会	松沢正司	平成十八年六月二十日	"
和田勇治後援会	工藤孝市	平成十八年四月二十二日	"

秋田県知事選挙十一号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第四十四号)第十七条第一項の規定により、本報告書の提出を要するものとする。この報告書の提出は、本報告書の提出期限である平成十八年六月二十七日(土曜日)までに、本報告書の提出を要するものとする。

平成十八年七月十一日

和田勇治後援会 田中俊一  
 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 中林藤一朗後援会(平成18年分)  
 報告年月日 平成18年6月19日

収入・支出の総額  
 ア 収入 4,300円  
 イ 支出 0円  
 ハ 収入・支出の総額 4,300円

前年からの繰越額  
 ア 収入 4,300円  
 イ 支出 0円  
 ハ 収入・支出の総額 0円

政治団体の名称 大野清昭後援会(平成17年分)  
 報告年月日 平成18年6月23日

収入・支出の総額  
 ア 収入 13,290円  
 イ 支出 0円  
 ハ 収入・支出の総額 13,290円

前年からの繰越額  
 ア 収入 13,290円  
 イ 支出 0円  
 ハ 収入・支出の総額 0円

政治団体の名称 樋渡俊夫後援会(清和会)(平成17年分)  
 報告年月日 平成18年6月26日

収入・支出の総額  
 ア 収入 0円  
 イ 支出 0円  
 ハ 収入・支出の総額 0円

収入・支出の総額  
 ア 収入 0円  
 イ 支出 0円  
 ハ 収入・支出の総額 0円

(ア) 収入総額 8,000円  
 前年からの繰越額 8,000円  
 本年の収入総額 0円

(イ) 支出総額 0円  
 政治団体の名称 巴徳雄後援会(平成18年分)  
 報告年月日 平成18年6月27日

収入・支出の総額  
 ア 収入 419,374円  
 イ 支出 58,574円  
 ハ 収入・支出の総額 360,800円

前年からの繰越額  
 ア 収入 419,374円  
 イ 支出 0円  
 ハ 収入・支出の総額 419,374円

個人からの寄付  
 【寄附の内訳】  
 今野弘樹 100,000円  
 にかほ市 1,300円  
 その他の収入 419,374円

個人からの寄付  
 個人からの収入 1,300円  
 合計 419,374円

経常経費 31,955円  
 備品・消耗品費 11,900円  
 事務所費 20,055円

個人からの寄付  
 個人からの収入 1,300円  
 合計 419,374円

経常経費 31,955円  
 備品・消耗品費 11,900円  
 事務所費 20,055円

個人からの寄付  
 個人からの収入 1,300円  
 合計 419,374円

政治活動費 387,419円  
 組織活動費 387,419円  
 合計 419,374円

政治団体の名称 和田勇治後援会(平成18年分)  
 報告年月日 平成18年6月27日

収入・支出の総額  
 ア 収入 43,716円  
 イ 支出 43,716円  
 ハ 収入・支出の総額 0円

前年からの繰越額  
 ア 収入 43,716円  
 イ 支出 0円  
 ハ 収入・支出の総額 43,716円

個人からの寄付  
 【寄附の内訳】  
 政治活動費 30,000円  
 組織活動費 30,000円  
 合計 30,000円

個人からの寄付  
 個人からの収入 30,000円  
 合計 30,000円

経常経費 30,000円  
 備品・消耗品費 0円  
 事務所費 0円

個人からの寄付  
 個人からの収入 30,000円  
 合計 30,000円

経常経費 30,000円  
 備品・消耗品費 0円  
 事務所費 0円

個人からの寄付  
 個人からの収入 30,000円  
 合計 30,000円

政治団体の名称	報告年月日
伊藤邦彦後援会	平成18年6月8日
工藤重隆後援会	平成18年6月19日
門脇良一後援会	平成18年6月20日
菅澤恵二後援会	平成18年6月21日

清水修智留後援会	平成18年6月26日
大倉富士男後援会	平成18年6月27日
松沢正司後援会	”

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(062)876600  
FAX(062)876605  
E-mail:matsubarara@matsubararainsetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄